

「平成 17 年度国民経済計算確報及び平成 8 ~ 15 年度遡及改定結果」 利用上の注意

1. 「平成 17 年度国民経済計算」は、平成 5 (1993) 年に国連が勧告した国際基準 (93 S N A) に基づいて推計を行っている。
2. 国民経済計算は、最新年 (度) の数値を「確報」として公表するとともに、前年から新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、更に 1 年遡って再推計を行い、「確々報」として公表している。「平成 17 年度国民経済計算」については、平成 17 年 (度) 計数 (確報値) 及び平成 16 年 (度) 計数 (確々報値) の推計を行っている。
3. 今回は、通常の年次推計作業に加え、平成 8 ~ 15 年 (度) を対象年次とする遡及改定を行っている。^(注1、2)

(注1) 支出系列については、平成 6、7 年 (度) も含めて遡及改定を行っている。従って平成 8 年 (度) から遡及改定を行う生産系列等との間の整合性に留意が必要。

(注2) 基本単位デフレーター (GDP デフレーター等のベースとなる約 400 品目別の個別デフレーター) を推計する際の統合ウェイトについて、基準年 (平成 12 年) 以前についても平成 12 年基準に移行する。

4. 主な推計方法等の見直し

「平成 17 年度国民経済計算及び平成 8 ~ 15 年度遡及改定」においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、下記のとおり推計方法の一部見直し等を行った。

<生産・支出面の計数について>

(1) 流通在庫推計における商業マージン額及び運賃額の推計方法の見直し

流通在庫純増額の購入者価額の算出において、生産者価額に商業マージン額及び運賃額を加える必要がある。従来は、流通在庫純増額が負値となる場合に、負の商業マージン額及び運賃額が算出されていたが、今回から負の商業マージン額及び運賃額は発生させないこととした。

(2) 流通在庫変動率の推計方法の見直し

流通在庫増減額は、各流通段階における取引額に流通在庫変動率 (取引額に対する流通在庫となる割合) を乗じることにより推計している。流通在庫変動率は、利用可能な直近の商業統計表の在庫残高 (商品手持額) 及び販売額に基づき、商業販売統計 (商業動態統計調査) で補外することにより求めている。商業販売統計が大型店舗のみを対象としていることから、平成 12 年 (度) 以降、法人企業統計調査の資本金 1 千万円以上の卸・小売業の棚卸資産を商業販売統計の商品手持額の動きで説明する回帰式から推計した在庫残高の増減率を用いて補外する方法を採用してきた。このたび商業統計表の在庫残高で検証した結果、商業販売統計の動向が、全規模の動向をよりよく反映していることが確認されたため、平成 12 年 (度) に遡及して、商業販売統計による補外を採用することとした。

(3) 平成 12 年の後入先出法による在庫品評価調整の方法の見直し

後入先出法による在庫品評価調整には、対象年の前年及び前々年の価格情報を用いている。

昨年実施した基準改定時には平成11年及び平成12年の価格情報のみで推計を行ったが、今回は従来の方法で算出した。

(4) 出版・印刷業における商業マージン額及び運賃額の推計方法の見直し

出版・印刷業の購入者価額は、生産者価額に商業マージン額及び運賃額を加えて算出されるが、その計算方法を、平成12年産業連関表の計数に即して精査し、基準年となる平成12年に遡って見直すこととした。

(5) 補間年の付加価値額の推計方法

昨年実施した基準改定作業では、平成8年～平成11年の産業別付加価値額を平成7年及び平成12年の付加価値額から直接補間して推計した。今回の遡及改定作業では、平成7年及び平成12年の付加価値率を補間し、各産業の産出額を乗じる手法で付加価値額を推計した。

(6) 基本単位デフレーターの作成方法の見直し

約2000品目分類の価格指数から約400品目分類の基本単位デフレーターを作成する際、複数品目が対応する品目分類については、パーセンテージ方式により統合していたが、フィッシュヤー連鎖方式により統合することとした。

(7) 国内家計最終消費支出87目的分類のうち、「住宅賃貸料」の推計の精緻化

「住宅賃貸料」の推計にあたっては、『住宅・土地統計調査』(総務省)における属性(地域区分、構造別、建築時期別)を考慮して算定した構造別床面積及び家賃単価をベンチマークとし、『建築物着工統計』(国土交通省)、『消費者物価指数』(総務省)等によって「借家分の住宅賃貸料」及び「持ち家の帰属家賃」の延長推計を行っている。

昨年の平成12年基準改定において、新たに平成17年3月に公表された『住宅・土地統計調査』をベンチマークとして採用し、延長推計を行っていたが、今般、推計ロジックに改善を要する箇所が見つかったため、延長部分(平成16年以降)の推計を見直すこととした。

(8) 一部支出関連項目の表章細分化

平成18年7～9月期2次QEより表章の細分化を正式系列に導入したのに合わせ、対応する項目の表章を細分化した。

具体的には、財貨・サービスの輸出入の実質値について、財貨／サービス別計数を新たに表章した(名目値については、従来から、フロー編付表20「海外勘定」において財貨／サービス別計数を表章)。また、修正グロス方式(控除可能な消費税を含まない価格で評価する方式)による総固定資本形成の形態別内訳を表章した(グロス方式(控除可能な消費税を含む価格で評価する方式)による総固定資本形成については、従来から、フロー編付表15「形態別の総資本形成」において表章)。

<分配面の計数について>

(9) 一般政府及び公的企業に係る支払利子の推計方法の見直し

国債整理基金特別会計を通じて行われる国債等の利払いについて、追加的な基礎資料を用いることにより、一般政府及び公的企業の支払額の推計方法を過去に遡及して見直した。

<資本調達・ストック面の計数について>

(10) 道路関係四公団民営化に伴う対応

平成17年10月の道路関係四公団^(注3)（公的企業）の民営化に伴う、旧公団から新道路会社^(注4)（公的企業）及び機構^(注5)（中央政府）への資産・負債の承継は、資本調達勘定に計上されている。平成17年（度）における一般政府のプライマリー・バランス等には、この資産・負債承継の影響（土地の純購入等）が現れている（17年度のプライマリー・バランスに対しては約▲8兆円の影響）。

道路資産は、法的には機構が保有するが、国民経済計算上は経済的な実態を重視して道路会社に帰属させた。一方、機構は同額の金融資産を保有（道路会社は対応する負債を負担）するものとした。

なお、旧公団及び新道路会社が保有する「道路用地」の資産額について、概念を統一して遡及推計を行った。

（注3）日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団

（注4）東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

（注5）独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

(11) 非金融資産のうちの在庫

調整勘定に関して、在庫にかかる名目保有利得を形態別及び制度部門別に配分する際の推計手法を改良した。

(12) 「資金循環統計」の遡及改定等に伴う対応

金融勘定の計数は、平成18年3月に遡及改定された「資金循環統計」（日本銀行）に対応した計数に改定した。

(13) 厚生年金基金の厚生年金代行部分積立金返上の記録方法

平成15年から厚生年金基金の代行部分に対応する積立金を厚生保険特別会計に返上する取引が発生している。これを厚生年金基金（民間金融機関）から、厚生保険特別会計（社会保障基金）への資本移転として計上した。

金融機関部門から社会保障基金（一般政府）への代行返上にかかる資本移転額は以下のとおり。

平成15年度 3,536.4（10億円）

平成16年度 5,385.4（10億円）

平成17年度 3,456.8（10億円）

(14) 金融機関向けの対内直接投資、対内直接投資に関する再投資収益の計上

平成17年より日本銀行が「業種別・地域別直接投資」を公表したことから、対内直接投資の業種別計数が把握できるようになった。これまで全て民間非金融法人企業に計上していたが、金融・保険業向けのものを民間金融機関に計上した。

また同様に、平成17年より日本銀行が「直接投資残高（地域別・業種別）」を公表したことから、対内直接投資に関する再投資収益についても、これまで民間非金融法人企業に計上していたが、当該資料における金融・保険業の比率を用いて民間金融機関についても按分することとした。